

国際機構が何らかの違法行為を行う場合、その責任を国内手続で争う方法もある。たとえば、前々回に学んだ平和維持活動に従事する隊員の不法行為につき、隊員個人または国連の責任を現地国法に基づき（日本民法であれば 709 条・715 条）現地国裁判所で追及するような場合である。

しかし、そのような手続を進めようとする場合、国際機構法の免除(immunities)が壁となるのが通常である。免除とは、法の適用を一定の範囲で受けないことである。たとえば、国連憲章 105 条に定められている。

国にも、その職員にも、一定の範囲で免除が認められる。たとえば、国家は外国の国内裁判所において訴えられることはない（国家免除(State immunity)あるいは主権免除(sovereign immunity)という）し、外交官は派遣先の国の国内裁判所において訴えられることはない（外交免除(diplomatic immunity)）。これらについての詳細は国際法第一部で学ぶとして、ここではそれらの基礎に相互性(reciprocity)があることを知っておけば足りる。つまり、日本の外交官が韓国で免除を受けるのと同様、韓国の外交官も日本で免除を受ける。そのため、免除がどの範囲で認められようとも、国家間に不公平は生じない。

ところが、国際機構の場合、相互性はそもそもあり得ない。例えば、国連は、日本において、上記国連憲章 105 条に加え、[国際連合の特権および免除に関する国際連合と日本国との間の協定](#)および[国連特権免除条約](#)に基づき、一定の免除を享有する（前者は、後者への加入に伴い、協定 11 条 2 項に基づき廃棄された〔外務省告示 155 号、官報 11059 号・昭和 38（1963）年 10 月 25 日〕）。これに対し、「日本は国連においてどの程度の免除を享有するか」を議論することはナンセンスである。国連には「国内」裁判所はなく、「国内」不法行為法も「国内」刑法もない。では、国家が国際機構に免除を認める条約（国連憲章や上記特権免除¹協定など）を締結するのは、なぜだろうか。

国際機構が享有する免除の内容・範囲を決定するのは、個々の条約である。国連について言えば、国連憲章 105 条のほか、それを詳細化する国連特権免除条約や[専門機関特権免除条約（続）（続々）](#)があり、さらに、上記日本との特権免除協定など、個別の国とさらに具体化した特権免除条約がある。

国際通貨基金(IMF)を例に見てみよう。[IMF 協定](#) 9 条 8 項(i)は、IMF の職員は “shall be immune from legal process with respect to acts performed by them in their official capacity except when the Fund waives this immunity” と定めている。このように、“with respect to acts performed by them in their official capacity”に限定するのは IMF に限らず一般的であり、それは、国際機構に免除が与えられる理由を示唆する。また、“except when the Fund waives this immunity”についても同様である。

¹ 「特権(privileges)」は通常与えられていないが例外的に与えられる権利を、「免除(immunities)」は通常課される義務から免れる資格を指す。ここでは、国際機構の責任を追及する場面を想定しているので、免除の方が重要である。もっとも、特権と免除との区別に神経質になる意味はあまりない。

さて、IMF のトップは専務理事 (Managing Director) と言うが、前専務理事の Dominique Strauss-Kahn がニューヨークでいろいろと問題を起こしたのは最近の話である。以下、いずれも日経記事である。

- IMF 専務理事を性的暴行容疑で訴追 2011 年 5 月 15 日

【ワシントン＝御調昌邦】ニューヨーク市警は 15 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン専務理事を性的暴行の疑いで逮捕し、当局が訴追したことを明らかにした。米メディアによると、14 日にホテル従業員に暴行した疑いで、ニューヨークの空港からパリに出発する直前に拘束された。

IMF のアトキンソン報道官は 15 日に声明を出し、ストロスカーン専務理事が性的暴行容疑で逮捕されたことについて「事件についてはコメントできない」と語った。「IMF は完全に機能している」として、逮捕が IMF の業務に影響しないとの認識を示した。

ただ IMF は同専務理事を支えてきたリプスキー筆頭副専務理事が任期満了で 8 月末に退任すると発表済み。欧州危機への支援などで重要な局面が続くなか、組織のガバナンス（統治）に影響が出る懸念もある。

ストロスカーン専務理事の弁護士はロイター通信に対し、同専務理事が容疑を否認する方針であることを明らかにした。

ストロスカーン専務理事はフランス財務相などを経て、2007 年 11 月に IMF トップの専務理事に就任。08 年には、元女性職員との不適切な交際で職権乱用などの疑惑が持たれていたが、外部調査の結果、職権乱用などはなかったとして、続投する経緯になったことがある。

- IMF 前専務理事の訴追取り下げ決定 NY 裁判所 2011 年 8 月 24 日

ニューヨークの裁判所は 23 日、国際通貨基金（IMF）のストロスカーン前専務理事への性的暴行罪の訴追取り下げを認めると決定した。ストロスカーン前専務理事はホテル女性従業員への性的暴行罪で起訴されていたが、同従業員の証言などに矛盾があり、検査当局が訴追取り下げを申請していた。（米州総局）

ただし、この刑事事件とは別に、民事訴訟も提起されていた。

- IMF 前トップを民事提訴 暴行告訴のホテル従業員 2011 年 8 月 9 日

【ニューヨーク＝共同】国際通貨基金（IMF）前専務理事ストロスカーン被告（62）に性的暴行を受けたとして告訴した米ニューヨークのホテル女性従業員ナフィサトゥ・ディアロさん（32）が 8 日、ストロスカーン被告に対する民事訴訟をニューヨークの裁判所に起こした。具体的な損害賠償請求額は示さ

れていない。AP 通信が伝えた。

訴状でディアロさん側は、同被告が「野蛮で暴力的な攻撃を加え、ディアロさんの女性としての尊厳を奪った」と主張。心の痛みからの完全な回復は不可能とした。

この民事訴訟（2012 年 12 月 10 日に和解成立）において、Strauss-Kahn は免除を主張した。上記 IMF 協定 9 条 8 項(i)の下で、同氏の免除は認められるだろうか。また、仮にアメリカ合衆国が専門機関特権免除条約の当事国であったとしたら（そうでないことは、[国連の特権免除条約解説ページ](#)の Status をクリックしてリンクをたどれば判る）、同条約 6 条 21 項の下で、免除が認められることになったであろうか。当該条項は、専門機関の長が外交使節の有する免除と同様の免除を享有することを定めている。そして、外交使節は、[外交関係に関するウィーン条約（続）](#) 31 条 1 項に定められている範囲において、民事裁判管轄権からの免除を享有する（外交特権免除についても、詳しくは国際法第一部で学ぶ）。なお、論旨が必ずしも明確でないのでここには引用しないが、この民事訴訟を担当したニューヨーク州最高裁は Strauss-Kahn による免除の主張を退けている([Diallo v. Strauss-Kahn, Supreme Court of the State of New York \(County of the Bronx\), Decision Index No. 307065/11, May 1, 2012](#))。)

免除が一定の場合に認められることにそれなりの理由があるとしても、国際機構の相手方当事者にとっては正当化しがたい不利益を生むことはないだろうか。たとえば、日本で問題となった事例に、いわゆる[国連大学事件](#)（東京地方裁判所 1977〔昭和 52〕年 9 月 21 日決定、判時 884 号 77 頁）がある（後掲別添 1 参照）。注目すべきは、この決定の末尾にある「(もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。)」という部分である。

これに対し、[アフリカ開発銀行](#)の免除に関する[フランス破毀院](#) 2005 年 1 月 25 日判決（後掲別添 2）は、異なる態度を示した。この事件では、同銀行職員として働いていたフランス人が解雇され、その解雇が不当であるとして争ったものである。[アフリカ開発銀行設立協定](#) 52 条 1 項によれば、銀行はこのような場合、フランス（同協定当事国）の裁判所において免除を享有する。ところが、破毀院は、そのような条約規定があることに言及しつつ、本件における同銀行の免除を否定した。

しかし、ヨーロッパ人権裁判所は、スレブレニツァの母事件 2013 年 6 月 11 日決定（後掲別添 3）において、国連大学事件判決に近い判断を示した。

これらのうち、どの立場が適切だろうか。あるいは、事実関係の違いを考えるとこれら 3 つの判断は整合的に理解できるのだろうか。被害者（と主張する者）の保護、および関連条約規定の両方を考慮に入れて、考えてみよう。

【別添 1】 国連大学事件東京地方裁判所決定 1977〔昭和 52〕年 9 月 21 日判時 884 号
77 頁

債権者 X

債務者 国際連合大学

右代表者学長 Y

主文

債権者の申請を却下する。

申請費用は債権者の負担とする。

理由

一 本件申請は、債権者が国際連合大学を債務者として、「債務者は債権者を債務者の職員として処遇しなければならない」との仮処分を求めるものであり、その理由の要旨は、「債権者は債務者に昭和五一年一〇月四日から秘書として採用され勤務してきた者であり、その雇用期間（フィックス・ターム）は三ヶ月となっていたが、特段の事情のない限り期間満了と共に更新される（更新後の期間は一年となる）ものとして採用されたのである。しかるに債務者は同年一二月二日債権者に対し右雇用契約を昭和五二年一月四日以降更新しない旨の意思表示をした。しかし右更新拒絶（実質的には解雇である）は何ら正当な事由に基づかないものであるから、解雇権の濫用ないし更新拒絶権の濫用として無効であり、債権者は昭和五二年一月四日以降もいぜんとして債務者の職員としての権利を有する。債権者は債務者に対しその旨の確認訴訟を提起する予定であるが、その判決確定に至るまで債務者の職員として取扱われないでは著しい損害を蒙るので、本件地位保全の仮処分を求める。」というのである。

二 そこでまず、国際連合大学（以下国連大学という）が国際連合（以下国連という）とは独立した法人格（当事者能力）を有するか否かが問題である。

国連大学は昭和四八年一二月六日第二八回国連総会において採択された国連大学憲章に基づき設立され、東京にその本部が設置されることになったものであるが、右設立は国連憲章七条二項、二二条に基づくものであり、従って国連大学は国連の補助機関である。そして国連が国連の特権及び免除に関する条約（昭和三八年四月一八日条約一二号）一条一項により、専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約（右同日条約一三号）二条三項により、それぞれ条約上法人格を有し当事者能力を有することが定められているが、国連大学についてはかかる条約上の規定は存しない（国連大学憲章は条約でないからわが国に対する拘束力を有しない）。このことからみると、国連大学は単に国連の一機関であって、法人格（当事者能力）は国連にのみ帰属すると解する余地がないわけではない。しかしながら他方、内部的にみると、国連大学憲章によって、国連大

学は国連の機関ではあるが国連組織の中で自治を享有するものとされ（二条一項）、大学の経費は各国政府、財団等の拠出金又はその収益によりまかなうものとされ（九条一項）、学長には一定の範囲で職員の任命権（八条）及び代表権（二条二項）が認められ、さらには独立自治的機関として国連憲章一〇四条及び一〇五条並びに国連の地位、特権及び免除に関するその他の国際取極及び国連決議に規定する地位、特権及び免除を享有し、財産の取得、処分その他の法律行為を行い、協定、契約、取極を締結することができるものと定められている（一一条一ないし三項）など、独立して国際的活動をする組織として定立されていることが認められ、また、わが国との関係においてても、[国連大学本部に関する国連と日本国との間の協定（続）](#)（昭和五一年六月二二日条約七号）

（以下大学本部協定という）は、国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受することを考慮して締結されている（前文）こと、大学が財産を取得したり売却したり収入を得たりすることを予定して課税免除に関する規定を設けている（七条）ことからみて、わが国としては、国連大学がわが国において権利義務の主体として活動することを当然の前提として右協定を締結したものと考えられるのである。

これらの事情によれば、国連大学はわが国法上独立した法人格として、訴訟上の権利能力を有するものと取扱うのが相当というべく、債権者が本件申請の相手方を国連大学とした点は、適法として是認できる。

三 次に、このように法人格を肯定される国連大学がわが国において訴訟手続からの免除を享有するか否かについて検討する。

国連が国連憲章一〇五条、国連の特権及び免除に関する条約二条二項により、また専門機関が専門機関の特権及び免除に関する条約三条四項により、それぞれ訴訟手続の免除を享有する旨定められているのに比し、国連大学について免除特権を直接定めた条約はない（大学本部協定は大学本部職員等について免除特権を定めているが、大学自体のそれについては直接定めていない。）。しかしながら、国連に右のとおり免除特権を承認した趣旨は、国連という国際機構をしてその目的達成のための国際社会における活動を全からしめるところにあり、そして国連大学は国連の目的を達成するためにその機関として設立されたものであるから、右国連特権条約の趣旨は、国連自体のみならずかかる国連の機関についても（その機関が独立の法人格を有しないときは機関自体の特権を問題にする余地はないが、独立の法人格を有すると認められるときにも）免除特権を享有せしめる意味に解するのが相当であり、国連大学憲章一一条一項は、国連大学が国連憲章一〇五条並びに国連の特権、免除等に関するその他の国際取極等による特権、免除を享有するものと定めているところ、それ自体条約としてわが国を拘束するものではないが、わが国が、大学本部協定を、「国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によって与えられる利益並びに国連大学憲章によって与えられる利益を享受すること」を前提として締結している（協定前文）ことは、右の解釈を

裏付けるものということができる。

よって国連大学は、わが国法上、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き訴訟手続からの免除を享有するものと解するほかはない。（因みに、前項判断のように国連大学に訴訟上の法主体性を認めることは、同大学に右免除特権の享有を承認することを前提として始めて肯定しうるところであって、右免除特権を認める法的根拠がないと判断するときは、必然的に右法主体性をも否定する——従って本件申請はその点で却下を免れない——ことにならざるをえないというべく、そうでなければ、国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約の趣旨にもとることになる。）。

四 そこで当裁判所は本件に関し、最高裁判所、外務省を通じ債務者に対し、右免除の放棄について照会したところ、債務者から、訴訟手続から免除されることを確認する旨の意思が伝達された。

そうすると、本件についてわが国の裁判所はこれを審理、裁判することができないから、本件申請は却下を免れない。（なお、債務者がわが国の訴訟手続から免除される結果、債権者の本件に関する救済は、国連組織内の異議申立手続ないし行政裁判所の手続、又は大学本部協定一四条二一項に基づく国連大学が定める紛争解決手続（もっとも遺憾ながらかかる手続は未だ定められていないようである。）によるほかはないこととなる。）

よって、申請費用につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり決定する。

（裁判官 濱崎恭生）

【別添 2】 アフリカ開発銀行事件 フランス破毀院判決 2005 年 1 月 25 日〔抜粋〕

Cour de cassation, Chambre sociale, arrêt du 25 janvier 2005, Banque africaine de développement, *Revue générale de droit international public*, tome 110, 2006, p. 217.

[L]a Banque africaine de développement ne peut se prévaloir de l'immunité de juridiction dans le litige l'opposant au salarié qu'elle a licencié dès lors qu'à l'époque des faits elle n'avait pas institué en son sein un tribunal ayant compétence pour statuer sur des litiges de cette nature, l'impossibilité pour une partie d'accéder au juge chargé de se prononcer sur sa prétention et d'exercer un droit qui relève de l'ordre public international constituant un déni de justice fondant la compétence de la juridiction française lorsqu'il existe un rattachement avec la France.

【仮訳】 アフリカ開発銀行は、自らが解雇した従業員との訴訟において、その事実が発生した時点において、自らの内部にその種の紛争を処理する権限を有する裁判機関を有しておらず、そのことは、紛争の一方当事者が自らの主張につき判断する権限を

有する裁判官に訴え出ることができないことを意味し、それは、国際公序²に属する権利行使ができないことを意味するため、裁判拒否³を帰結し、その結果、当該紛争がフランスと何らかの連結点⁴を有する場合には、フランス裁判所の管轄権が基礎づけられる。

【別添 3】 スレブレニツァの母事件 ヨーロッパ人権裁判所判決 ([Stichting Mothers of Srebrenica v. The Netherlands, Application No. 65542/12, Decision on 11 June 2013](#)) [抜粋]

スレブレニツァの虐殺（1995 年 7 月）については、とりあえず知恵蔵の「スレブレニツァ虐殺」を参照されたい。学内ネットワークからアクセスできる[聞蔵](#)に入って「知恵蔵」タブをクリックすれば検索できる（[学外からのアクセスの仕方](#)）⁵。その遺族が、オランダの裁判所に国連とオランダとを相手取り損害賠償等を求めて提訴した。オランダ最高裁は、2012 年 4 月 13 日に、オランダ裁判所において国連は本件に関して免除を享有するとの[判決](#)を下した（この判決についてはこの講義では詳しく扱わない）。その後、オランダを被告とする訴訟が進行し、オランダ最高裁は、[2013 年 9 月 6 日判決](#)において、オランダの責任を認めた（[アムネスティの記事](#)。この判決についても詳しく扱わない）。

原告は、2012 年のオランダ最高裁判決後、それが[ヨーロッパ人権条約](#) 6 条違反を構成するとして、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた。ヨーロッパ人権裁判所は、以下のよう

162. The only international instrument on which individuals could base a right to a remedy against the United Nations in relation to the acts and omissions of UNPROFOR⁶ is the Agreement on the status of the United Nations Protection Force in Bosnia and Herzegovina of 15 May 1993 [...], Article 48 of which requires that a claims commission be set up for that purpose. However, it would appear that this has not been done.

164. It does not follow, however, that in the absence of an alternative remedy the recognition of immunity is ipso facto constitutive of a violation of the right of access to a court. In respect of the sovereign immunity of foreign States [...].

165. There remains the fact that the United Nations has not, until now, made provision for “modes of settlement” appropriate to the dispute here in issue. Regardless of whether Article VIII, section 29 of the Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations⁷ can be construed so as to require a dispute settlement body to be set up in the present case, this state of

² 国際私法上の公序のことである。参照、櫻田嘉章『国際私法〔第 6 版〕』（有斐閣、2012 年）第 12 章。

³ 司法機関が行使すべき権限を行使しないこと。

⁴ これも国際私法上の概念である。櫻田・前掲注 2・19 頁、第 8 章。

⁵ 詳細には[長有紀枝『スレブレニツァ』](#)（東信堂、2009 年）

⁶ [UNPROFOR](#)=国連保護軍。ユーゴスラヴィアに派遣された国連の平和維持軍。

⁷ 国連特権免除条約。

affairs is not imputable to the Netherlands. [...] [T]he nature of the applicants' claims did not compel the Netherlands to provide a remedy against the United Nations in its own courts.

[...]

167. The Court cannot at present find it established that the applicants' claims against the Netherlands State⁸ will necessarily fail.

[...]

169. The above findings lead the Court to find that in the present case the grant of immunity to the United Nations served a legitimate purpose and was not disproportionate.

⁸ 上記の 2013 年 9 月 6 日判決に至るオランダ裁判所での訴訟のこと。